大阪市経済戦略局産業振興課

令和3年3月 感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金について(お願い)

平素は、大阪市の産業振興施策にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。 3月1日以降における大阪府知事からの営業時間短縮要請に対し、協力店舗には大 阪府から協力金が支給されますが、本市では、これに加えて店舗の月額賃料に応じた 協力金を、上乗せ支給することとなりました。

申請手続等の詳細は、大阪府及び大阪市のホームページ等にてお知らせいたします。 貴団体内での周知にご協力いただければ幸いです。

記

要請区域 : 大阪市内全域

要請期間 : 3月1日(月曜日)~3月21日(日曜日)まで

要 件 : 〔基本部分〕府において後日発表予定

〔上乗せ部分〕賃貸借契約等によって対象施設(店舗)を第三者か

ら借りて営業しており、賃料の支払い実績があること

要請時間 : 午前5時から午後9時まで(酒類の提供は午後8時30分まで)

協力金額 : 基本日額4万円(※)+下記の上乗せ日額(1店舗当たり)

(※詳細は、府において後日発表予定)

月額賃料	60 万円未満	60 万円以上 80 万円未満	80 万円以上 100 万円未満	100 万円以上
上乗せ日額	なし (基本額の申請は可)	1万円	2万円	3万円

※自己所有の物件で営業している対象施設には、上乗せ支給はありません。

【営業時間短縮要請に関すること】 電話番号:06-4397-3268

【大阪府営業時間短縮協力金に関すること】電話番号:06-6210-9525(日・祝日以外 9 時~19 時)

【大阪市営業時間短縮協力金(上乗せ支給)に関すること】

電話番号:06-6654-3553、06-6655-0711、06-6655-0820(日・祝日以外 9時から17時30)

※このお知らせは、本市で把握している各団体の代表者等の連絡先にお送りしています。 代表者等の変更により送付先が異なる場合は、お手数ですが下記の連絡先までご一報ください。

(送付元)

大阪市経済戦略局産業振興課 電話 06-6615-3779